

市有財産売払い案内書

一般競争入札実施要領

(郵便型)

令和7年7月

松戸市 財務部 財産活用課

1 売払物件

所在地	地目 (登記)	面積 (登記)	最低売却価格
松戸市紙敷字大久保 1194 番 14	雑種地	233 m ²	6,500,000 円
松戸市紙敷字丹後山 1238 番 2	雑種地	226 m ²	

2 入札参加者の資格

次に掲げる条件に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年間を経過しない者、又は本事業の開札前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされている者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされている者
- (5) 本事業の公告の日から落札者（買受人）決定日までの間において、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準（昭和 62 年松戸市訓令甲第 1 号）に基づく指名停止の措置を受けている者
- (6) 本事業の公告の日から落札者（買受人）決定日までの間において、松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。

ア 当該入札物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 次のいずれかに該当する者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (ロ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与してい

る者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

ウ ア又はイの依頼を受けて入札に参加しようとする者

(8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分対象となっている団体及びその構成員

(9) 事業協同組合等が入札参加する場合は、その組合員等の構成員になっている者

(10) 法人市民税又は個人市民税を滞納している者

3 入札要領等を示す場所

(1) 場所

ア 松戸市のホームページ

イ 財産活用課の窓口

(2) 期間

令和 7 年 6 月 16 日（月）から令和 7 年 6 月 30 日（火）まで

上記開庁日の 9 時 00 分から 12 時 15 分まで、及び 13 時 00 分から 16 時 00 分まで（ホームページを除く）

4 物件等に関する質疑方法

物件等に関し質疑がある場合は、下記により質問書（所定様式）を提出してください。

(1) 質疑提出期間

令和 7 年 6 月 16 日（月）から令和 7 年 6 月 23 日（月）まで

上記開庁日の 9 時 00 分から 16 時 00 分まで

(2) 質疑提出先メールアドレス

松戸市 財務部 財産活用課

電子メール：mczaisan@city.matsudo.chiba.jp

(3) 質疑回答日

令和 7 年 6 月 27 日（金）までに電子メール又はファクシミリで回答します。

（質疑がない場合は回答しません。）

5 入札の参加

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

申込みにあたっては、本入札要領を熟読し、現地の現況を必ずご自身で確認のうえお申込みください。

（1）受付期間は令和 7 年 6 月 16 日（月）から令和 7 年 6 月 30 日（月）までとします。

(2) 受付場所及び時間は次のとおりとします。

受付場所 松戸市根本 387 番地の 5 松戸市役所新館 6 階

松戸市役所 財務部 財産活用課

受付時間 午前 9 時から午後 0 時 15 分までと午後 1 時から午後 4 時までです。

但し、最終日の受付時間は、午前 9 時から午後 0 時 15 分までとなりますのでご注意ください。

※土曜日、日曜日及び祝日など閉庁日の受付は行いません。

(3) 一般競争入札参加方法

① 受付場所に以下の書類を直接持参してください。

【来庁日時について、あらかじめ電話連絡を入れて予約してください。】郵送、電話、ファクシミリ及び電子メール等による申込みはできません。

提出書類は返却しませんので、ご了承ください。

※個人の場合

- ・一般競争入札参加申込書 ・誓約書
- ・印鑑登録証明書（発行後 3 か月以内のもの）
- ・令和 7 年度個人市民税及び固定資産税納税証明書（滞納がないこと）

※法人の場合

- ・一般競争入札参加申込書 ・誓約書
- ・商業登記簿（履歴事項全部証明書）（発行後 3 か月以内のもの）
- ・法人市民税納税証明書
- ・代表者の印鑑証明書（法務局に届けた印鑑の証明書）（発行後 3 か月以内のもの）

② 松戸市（財産活用課）は、申込書を受領後、入札保証金納付書を発行します。

また、入札保証金の返還（落札できなかった場合）については、入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書に記載されている口座へ返還するため、必要事項を記入・押印してください。

6 入札保証金

(1) 入札参加者は、入札保証金として各自の見積る契約金額の 100 分の 5 以上（円未満切り上げ）の保証金を松戸市の発行する納付書により松戸市指定金融機関又は収納代理金融機関にて納付してください。※納付期限は令和 7 年 6 月 30 日（月）午後 3 時までとします。

(2) 落札者以外の方の納付した入札保証金は、入札終了後、入札者の指定口座へ振込み返還を行いますが、返還までに 1 か月程度かかる場合もありますので、予めご了承ください。（返還する入札保証金には利息は付きません。）

- (3) 令和7年9月30日(火)までに契約を締結されない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、松戸市に帰属することになります。

7 入札方法

(1) 入札の方法

本入札は郵便型入札であり、入札は郵便入札要綱(別紙)に従い、実施します。

ア 入札期間

令和7年7月1日(火)から令和7年7月15日(金)まで【必着】

【注】入札書等の必要書類を必ず簡易書留により郵送してください。

【本市への持参可】持参する場合は事前に電話で来庁時間を連絡してください。

【注】この期間に入札書等の必要書類が到達しない場合、入札は無効となりますので、余裕を持って郵送してください。

【注】入札の公正性、競争性を確保するため、入札参加状況等の問合せについては、一切お答えできません。

イ 提出書類

① 入札書(市配布)を入札書提出用封筒に入れ封かん(糊付け)し、登録印で封印したもの)

② 入札保証金納付済を証する「領収書」(金融機関の領収印があるもの)の写し

【注】①の封筒は入札参加申込受付後に本市が交付したものを使用してください。

ウ 送付先及び持参先

松戸市根本 387 番地の 5

松戸市役所 財務部 財産活用課

(2) 開札の日時及び場所

令和7年7月16日(水) 午前10時00分

松戸市根本 387 番地の 5 松戸市役所 新館 9 階 入札室 (JR『松戸駅』東口徒歩約7分)

(3) 開札の立会等

入札参加資格者の立会いを求めず、当該入札に関係のない職員(決裁起案者、監督職員以外)を入札立会人に指定して入札を執行します

(4) 落札候補者の決定及び一般競争入札参加資格の審査等による落札者の決定

有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札候補者とします。ただし、同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定します。この場合においては、当該入札に関係ない本市職員にくじを引かせます。

当該落札候補者について、本説明書に記載した資格を満たしているか否かの最終的な資

格審査をしたうえで落札者を決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の高い入札者について同様の審査を行い、落札者を決定します。

(5) 開札結果

開札結果については、落札者の内容〔落札金額、落札者名（個人の場合は、氏名を非公開とします。）〕を公表します。また、同内容を財産活用課ウェブサイト上で公表します。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格の無い者が入札した入札
- (2) 記載事項の不明な入札又は記名押印の無い入札
- (3) 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
- (4) 物件について2通以上の入札をした入札
- (5) 入札に関して不正行為のあった入札
- (6) その他入札条件に違反した入札

9 参加にあたっての留意事項

- (1) 入札の落札者（買受人）が契約を辞退された場合は、次回の市有地売払いの参加ができなくなりますので、ご注意ください。
- (2) 入札参加申込書は楷書で記入してください。記入間違い、不備などがあると申込みが無効となる場合があります。
- (3) 入札参加申込書、入札保証金返還請求書及び入札書に使用する印鑑は、印鑑登録されている印鑑（実印）をご使用ください。
- (4) 開発等（建築を含む。）にあたっては、都市計画法、建築基準法及び各種条例等により指導がなされる場合もありますので、事前に必ず各関係機関にご確認ください。
- (5) 入札結果については、物件ごとに入札者数、落札金額等を松戸市のホームページに公開する場合があります。公開されることに同意いただけない場合は、入札の参加申し込みをすることができませんので、ご注意ください。

10 契約の締結

(1) 普通財産譲渡申請書等の提出

落札者（買受人）には入札終了後、契約に必要な書類（普通財産譲渡申請書等）をお渡しします。普通財産譲渡申請書に係る書類を添付のうえ、売買契約締結の際に、ご提出ください。

(2) 契約保証金の納付

売買契約締結までに契約保証金として、売買代金の100分の10以上を納付していただきます。なお、納付済みの入札保証金は、その全額を契約保証金へ充当しますの

で、実際には契約保証金と入札保証金の差額をお支払いいただくこととなります。

(3) 売買契約書の締結等

売買契約書の締結等は、開札日から令和7年9月30日（火）までの間に行いますので、原則としてあらかじめ調整した日時に松戸市財産活用課までお越しいただきます。その際に、契約の締結と今後の手続き（売買代金の支払方法、引渡し及び所有権移転登記の手続き）について説明します。

なお、売買契約書に貼付する収入印紙（松戸市は印紙税法により非課税とされていますので、買受人保管用に印紙は貼付しません。）、契約の締結に関する必要な一切の費用は、落札者（買受人）の負担となります。

また、契約締結期限までに契約を締結されない場合は、落札は失効し、入札保証金は松戸市に帰属することとなりますので、ご注意ください。

(4) 千葉県警察本部への確認

松戸市は、場対応法第2条第2号から第6号までに規定する者並びにその他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する事務所など公序良俗に反することに供すること、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付することはできません。

松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）の目的を達成するため、提出された書類を、千葉県警察本部へ情報提供する場合があります。

1.1 売買代金の支払い

松戸市が発行する納入通知書により、納入通知書の発行日の翌日から起算して30日以内に売買代金を納付していただきます。なお、納付済みの契約保証金は、その全額を売買代金に充当しますので、実際には売買代金と契約保証金との差額を納付していただくこととなります。（売買代金の分割納付はできません。）

※納付期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合は、本契約に関する効力を失効すると共に、納入された契約保証金は松戸市に帰属することとなります。

※契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。

1.2 所有権の移転

(1) 売買代金が完納されたときに土地の所有権が移転したものとみなし、土地の所有権の移転登記は松戸市が行います。（移転登記後の登記上の名義は買受人となります。途中で名義人を変更すること及び共有名義の場合に持分割合を変更することは認められません。）

(2) 所有権の移転登記に係る登録免許税等、所有権の移転に関する必要な一切の費用は、落札者（買受人）の負担となります。

1.3 その他注意事項

(1) 土地に係る土壌汚染調査及び地質調査については、物件調書等に記載がない限り、松

戸市では実施していません。また、松戸市は契約不適合責任を一切負わないものとします。

- (2) 各種供給施設（電気・ガス・上下水道等）の各戸への引き込み、空中架線の撤去、接道上の電柱、道路標識等の移設及び撤去等の可否は、落札者（買受人）の責任において各関係機関に確認してください。
- (3) 電柱等の移転・撤去、フェンス・囲障など地下・地中・空中工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び権利の帰属主体の如何を問わず、松戸市は一切行いません。
- (4) 現状のままでの引渡しとなるので、隣接地との境界標については、境界標の補修及び打ち直しは行いません。
- (5) 売買代金完納後の苦情等への対応や、第三者に損害を与えた場合等の対応一切は、すべて落札者（買受人）の責任において行い、その責めを負うものとします。
- (6) 売買物件に係る土地利用に関し、隣地土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて落札者（買受人）において行ってください。
- (7) 本物件の所有権を移転する場合には、次の所有者への売買契約において、当誓約内容の承継を必ず行っていただきます。
- (8) 入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、入札事務のみに使用し、その他の目的には使用しません。
- (9) その他、本物件は現状のまま引き渡されることを十分に理解し、別紙「物件調書」をよくお読みいただき、ご理解願います。

1 4 入札の中止

- (1) 入札の執行は、市の都合により延期し、又は取り消すことがあります。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わないものとします。

1 5 問い合わせ先

〒271-8588 千葉県松戸市根本 387 番地の 5
松戸市財務部財産活用課 担当) 琴寄・井上
電話：047 (366) 7316 FAX：047 (366) 1160
電子メール：mczaisan@city.matsudo.chiba.jp